

ホワイトプラン電力Ⅳ

(24時間通電型)

低 圧 特 別 約 款
(料 金 表)

平成30年6月1日 実施

I 本 則

1 目 的

この低圧特別約款（料金表）のホワイトプラン電力Ⅳ（24時間通電型）（以下「この料金表」といいます。）は、融雪などのために、冬季に限って電気をご使用いただくことを目的といたします。

2 契約種別

この料金表の契約種別は、ホワイトプラン電力Ⅳ（24時間通電型）といたします。

3 適用範囲

融雪などのために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して小型機器または動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまがこの料金表の適用を希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

5 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について低圧特別約款（基本契約要綱）（以下「要綱」といいます。）5（契約電流および契約容量ならびに契約電力）(3)により算定してえた値と電

熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、上記により算定された値が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力は、0.5キロワットといたします。

6 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）をあらかじめ設定していただきます。

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および要綱別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、要綱別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、要綱別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,177円20銭
	3月超過	507円60銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	25円83銭
-------------	--------

8 その他

- (1) 当社は、要綱10（需給契約の単位）により、1 需要場所において1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、この限りではありません。
- (2) その他の事項については、要綱によるものといたします。
- (3) この料金表の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

- (1) 「融雪など」とは、融雪以外に暖房および造雪をいいます。
- (2) 契約使用期間については、あらかじめ申し出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。
- (3) この料金表から他の契約種別等に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの料金表を適用いたしません。

2 供給条件

お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

附 則

この料金表の実施期日

この料金表は、平成30年6月1日から実施いたします。